

○国土交通省告示第千三百三十一号

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第八十四号）の施行に伴い、並びに道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十八条、自動車型式指定規則（昭和二十六年運輸省令第八十五号）第三条第二項第五号及び第六条第一項の表二の項第二欄並びに自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（昭和四十五年運輸省令第八号）第五条及び第七条第一項の規定に基づき、並びに自動車型式指定規則を実施するため、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示を次のように定める。
令和二年十月三十日
国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う関係告示の整備に関する告示
（製造過程自動車の型式認定に関する規程及び特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程の廃止）

第一条 次に掲げる告示は、廃止する。

一 製造過程自動車の型式認定に関する規程（平成二十六年国土交通省告示第百二十号）

二 特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成二十八年国土交通省告示第百五十一号）

（自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示の一部改正）

第二条 自動車の登録及び検査に関する申請における光ディスクによる手続に係る光ディスクへの記録方式等に関する告示（平成十三年国土交通省告示第千二百七十五号）の一部を次のように改正する。
別表第4を次のように改める。

別表第4 （個別申請データファイル：新規登録・検査、変更登録、移転登録）

記録 順号	項 目	最大		区切り	備 考
		文字数	サイズ (Byte)		
1	帳票ID	5	5	半角カタカナ	" 10119" 固定
2	業務種別	2	2	半角数字	新規登録検査「1」、移転登録「3」、変更登録「4」を記録
		1	1	半角数字	申請人が国の場合のみ「1」を記録
3	手数料	1	1	半角数字	(項目区切りのみ)
		1	1	半角数字	分類番号の上一桁(3、5、4等)を記録。二桁は「一」
4	補助シート	1	1	半角カタカナ	普通「1」、小型「2」を記録
		1	1	半角カタカナ	自家用「1」、事業用「2」等を記録
5	番号指示	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
6	用途1	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
7	用途2	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
8	標板1	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
9	標板2	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
10	有効期間	1	1	半角カタカナ	1年「1」、2年「2」、3年「3」を記録
		1	1	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
11	出張	1	1	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
		1	1	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
12	備考欄	1	1	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
		1	1	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
13	台帳	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
14	処理1	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
15	処理2	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
16	例外	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
17	制限解除	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
18	NOx・PM	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
19	証明書指示	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
20	証明書指示2	1	1	半角数字	半角カタカナ
		1	1	半角数字	半角カタカナ
21	希望自動車登録番号	3	3	半角英数字	希望番号を予約している場合のみ記録
		1	2	全角	希望番号を予約している場合のみ記録
22	かな文字	4	4	半角カタカナ	希望番号を予約している場合のみ記録
		4	8	全角	希望番号を予約している場合のみ記録
23	一連指定番号	4	4	半角数字	半角カタカナ
		4	8	全角	半角カタカナ
24	自動車登録番号	4	8	全角	半角カタカナ
		4	8	全角	半角カタカナ
25	分類番号	3	3	半角英数字	半角カタカナ
		3	3	半角英数字	半角カタカナ

26	かな文字	1	2	全角	半角カタカナ	
27	一連指定番号	4	4	半角数字	半角カタカナ	
28	車台番号	23	23	半角英数字記号	半角カタカナ	23桁以上の場合は、下23桁を記録
29	車台番号変更	1	1	半角数字	半角カタカナ	
30	所有者 氏名又は名称 所有権留保の解除	1	1	半角数字	半角カタカナ	
31	所有者 氏名又は名称 漢字	20	40	全角	半角カタカナ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録 販売店等コード登録者以外は「空白」とする
32	所有者コード	5	5	半角数字	半角カタカナ	「住所コード」を記録
33	所有者 住所	12	12	半角数字	半角カタカナ	
34	所有者 丁目	2	2	半角数字	半角カタカナ	
35	所有者 番、号、番地、棟番号等	22	22	半角英数字記号	半角カタカナ	
36	所有者 氏名又は名称 所有者と同じ	1	1	半角数字	半角カタカナ	使用者が所有者と同じ場合は「1」を記録 氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
37	所有者 漢字	20	40	全角	半角カタカナ	
38	登録識別情報	6	6	半角英数字	半角カタカナ	「登録識別情報」を記録
39	使用者 住所	1	1	半角数字	半角カタカナ	住所が所有者と同じ場合は「1」を記録
40	使用者 都道府県市区郡-町村-小字-コード	12	12	半角数字	半角カタカナ	「住所コード」を記録
41	使用者 丁目	2	2	半角数字	半角カタカナ	
42	使用者 番、号、番地、棟番号等	22	22	半角英数字記号	半角カタカナ	
43	使用の本拠の位置 使用者住所と同じ	1	1	半角数字	半角カタカナ	使用の本拠が使用者住所と同じ場合は「1」を記録
44	住所 都道府県市区郡-町村-小字-コード	12	12	半角数字	半角カタカナ	「住所コード」を記録
45	丁目	2	2	半角数字	半角カタカナ	
46	番、号、番地、棟番号等	22	22	半角英数字記号	半角カタカナ	
47	車体の塗色	1	1	半角数字	半角カタカナ	赤「1」、橙「2」、茶「3」、黄「4」、緑「5」、青「6」、紫「7」、白「8」、灰「9」、黒「0」を記録
48	自動車型式指定・類別区分番号	5	5	半角数字	半角カタカナ	
49	自動車型式指定番号 類別区分番号	4	4	半角数字	半角カタカナ	
50	製作年月日 元号	1	1	半角数字	半角カタカナ	昭和「1」、平成「2」を記録、令和は未記入
51	製作年月日 年月日	6	6	半角数字	半角カタカナ	
52	走行距離計表示値	6	6	半角数字	半角カタカナ	
53	mile	1	1	半角数字	半角カタカナ	
54	整備工場コード	2	2	半角数字	半角カタカナ	
55		5	5	半角数字	半角カタカナ	

56	支局等記入欄	定期点検	1	1	半角数字	半角カタカナ	
57		受検形態	1	1	半角数字	半角カタカナ	
58		装置名等コード	4	4	半角数字	半角カタカナ	
59			4	4	半角数字	半角カタカナ	
60			4	4	半角数字	半角カタカナ	
61			4	4	半角数字	半角カタカナ	
62			4	4	半角数字	半角カタカナ	
63			4	4	半角数字	半角カタカナ	
64			4	4	半角数字	半角カタカナ	
65		申請人(新所有者・現所有者)	80	160	全角	半角カタカナ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
66			80	160	全角	半角カタカナ	地番等も「全角」で記録する
67		(使用者)	80	160	全角	半角カタカナ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
68			80	160	全角	半角カタカナ	地番等も「全角」で記録する
69		(旧所有者)	80	160	全角	半角カタカナ	氏名の場合は氏と名の間に「全角空白」を記録
70			80	160	全角	半角カタカナ	地番等も「全角」で記録する
71	記名等事項欄	登録情報処理機関への提供事項	15	30	全角	半角カタカナ	「譲渡証明書」、「完成検査終了証」、「保安基準適合証」、「排出ガス検査終了証」、「出荷検査証」のうち該当する事項を記載し、該当する事項が複数ある場合には、各事項の間に「全角空白」を記録
72		使用の本拠の位置	80	160	全角	半角カタカナ	地番等も「全角」で記録する
73		登録の原因とその日付	28	56	全角	半角カタカナ	
74			11	22	全角	半角カタカナ	“令和XX年XX月XX日” (元号は和暦、十の位の「0」は省略可)
75		自動車登録番号標交付の理由	40	80	全角	半角カタカナ	(項目区切りのみ)
76		登録識別情報通知の希望の有無	1	1	半角数字	復帰改訂コード*	登録識別情報の通知を希望している場合のみ「1」を記載
(申請車両ごとの事項を連続して記録)							
(フテイルの終り)							
						(EOP)	EOP:コード0x1a (0xXXは16進表記を示す)

(注) 申請の内容により、様式省令に定める第1号様式の記載方法に準じ必要事項を記録する。

〔道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部改正〕
 第二条 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

（走行装置等）

第五条（略）

2～7（略）

8 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第百八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二（略）

三 令和四年八月三十一日以前に発行（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第六十二条の六第一項の規定による発行をいい、当該発行に代えて行う同条第二項において準用する施行規則第六十二条の五第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。以下同じ。）された出荷検査証（施行規則第六十二条の六第一項に規定する出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9（略）

（制動装置）

第九条（略）

2～4（略）

5 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、第一項第四号（二輪自動車にあつては同号二からトまでに係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては同号二及びトに係る部分を除く。）の規定を適用する。

自動車	条項
一～五（略）	（略）

六 第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（施行規則第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

6～55（略）

（走行装置等）

第五条（略）

2～7（略）

8 次の各号に掲げる自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員十人未満の自動車に限る。以下この項において同じ。）については、細目告示第十一条第三項第一号の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成二十九年国土交通省告示第百八十八号）による改正前の細目告示第十一条第三項第一号の規定に適合するものであればよい。

一・二（略）

三 令和四年八月三十一日以前に発行された出荷検査証（特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程（平成二十八年国土交通省告示第百五十一号）第二条の規定により発行された出荷検査証をいう。以下同じ。）に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後十一月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの

9（略）

（制動装置）

第九条（略）

2～4（略）

5 次の表の上欄に掲げる自動車については、同表の下欄に掲げる規定にかかわらず、第一項第四号（二輪自動車にあつては同号二からトまでに係る部分を除き、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあつては同号二及びトに係る部分を除く。）の規定を適用する。

自動車	条項
一～五（略）	（略）

六 第一項第三号の自動車であつて平成十一年六月三十日以前に製作されたもの（平成九年十月一日以降に指定を受けた型式指定自動車及び認定を受けた型式認定自動車（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第六十二条の三第一項の規定によりその型式について認定を受けた自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

6～55（略）

(自動車の登録等に係るOCRに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示の一部改正)

第四条 自動車の登録等に係るOCRに用いる申請書、届出書、請求書及び嘱託書の記載方法並びに登録事項等通知書、輸出抹消仮登録証明書、輸出予定届出証明書、登録識別情報等通知書、登録事項等証明書、自動車検査証、自動車検査証返納証明書、自動車予備検査証、限定自動車検査証及び検査記録事項等証明書の表示方法に関する告示(平成十五年国土交通省告示第千三百四十七号)を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一号様式 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証、排出ガス検査終了証又は出荷検査証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合には、該当する者のチェック欄に「<u>レ</u>」を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>	<p>第一号様式 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証又は排出ガス検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供された場合には、該当する者のチェック欄に「<u>レ</u>」を記載すること。</p> <p>(6)・(7) (略)</p>

(道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準の一部改正)

第五条 道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準(平成十九年国土交通省告示第八百五十七号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定(題名を含む。以下この条において同じ。)の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>道路運送車両法施行規則第三十六条第十四項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準</p> <p>第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。)第三十六条第十四項(同令第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が指定する自動車は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第四条 施行規則第三十六条第十四項(同令第三十七条の二第二項、第三十七条の二の二第三項、第三十八条第九項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が指定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>道路運送車両法施行規則第三十六条第十二項等に基づき国土交通大臣が指定する自動車及び基準</p> <p>第一条 道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。)第三十六条第十二項(同令第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が指定する自動車は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>第四条 施行規則第三十六条第十二項(同令第三十七条の二第一項、第三十七条の二の二第三項、第三十八条第九項及び第四十二条第一項において準用する場合を含む。)の国土交通大臣が指定する基準は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

(完成検査実施規程の一部改正)

第六条 完成検査実施規程(平成三十年国土交通省告示第千六百六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>(指定の申請の添付書面)</p> <p>第二条 規則第三条第二項第五号に規定する国土交通大臣が告示で定めるところにより記載した書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次号ハからホ及びヌに掲げる場合に該当するときは、それぞれ次号ハからホ及びヌの規定による検査に係る業務組織</p> <p>三 完成検査の実施要領に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 〱チ (略)</p> <p>(削る)</p> <p>リ 〱ワ (略)</p> <p>カ 規則第三条第二項第五号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨</p> <p>四 (略)</p> <p>2 指定を申請する者は、前項各号に掲げる事項の変更の管理に関する手順を記載した書面を提出することができる。</p> <p>(変更の届出を要しない記載事項)</p> <p>第二条の二 規則第六条第一項の表二の項第二欄の国土交通大臣が定める記載事項は、前条第一項第三号へ及びト並びに第四号イに掲げる事項(当該事項の変更の管理に関する手順が、前条第二項の書面に記載されている場合に限る。)とする。</p> <p>(完成検査員)</p> <p>第三条 規則第七条の二の国土交通大臣が告示で定める者は、次に掲げる知識及び能力を有する者とする。</p> <p>一 〱四 (略)</p> <p>五 前各号に規定するもののほか、指定の申請の際に添付した規則第三条第二項第五号の書面に基づく完成検査の実施に必要な知識及び能力</p>	<p>(指定の申請の添付書面)</p> <p>第二条 規則第三条第二項第四号に規定する国土交通大臣が告示で定めるところにより記載した書面は、次に掲げる事項を記載した書面とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 次号ハからホ及びルに掲げる場合に該当するときは、それぞれ次号ハからホ及びルの規定による検査に係る業務組織</p> <p>三 完成検査の実施要領に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 〱チ (略)</p> <p>リ 〱法第七十五条第四項の規定による譲渡後の自動車の品質管理に係る体制及び当該体制を記載した主要規程類の名称</p> <p>ヌ 〱カ (略)</p> <p>ヨ 規則第三条第二項第四号の書面に記載された内容に従って完成検査を実施することを誓約する旨</p> <p>四 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(完成検査員)</p> <p>第三条 規則第七条の二の国土交通大臣が告示で定める者は、次に掲げる知識及び能力を有する者とする。</p> <p>一 〱四 (略)</p> <p>五 前四号に規定するもののほか、指定の申請の際に添付した規則第三条第二項第四号の書面に基づく完成検査の実施に必要な知識及び能力</p>
<p>附則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第六条の規定は、令和三年四月一日から施行する。(経過措置)</p> <p>2 この告示の施行の際現に特定共通構造部型式指定自動車の出荷検査証の発行及び点検整備方式の周知に関する規程第二条の規定により発行されている出荷検査証は、道路運送車両法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十二条の六第一項の規定により発行された出荷検査証とみなす。</p>	